

日野振興センター清掃業務仕様書

この仕様書は、発注者鳥取県（以下「甲」という。）が委託する日野振興センター清掃業務について、受注者（以下「乙」という。）は、本仕様書に従って誠実に業務を実施するものとする。

1 一般事項

- (1) 業務の名称 日野振興センター清掃業務
- (2) 業務の場所 日野郡日野町根雨140-1及び71-1
- (3) 業務対象施設 鳥取県西部総合事務所日野振興センター本庁舎、会議室棟及び第二庁舎
- (4) 業務の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日
- (5) 業務の仕様 本仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成25年版）」による。

2 基本事項

- (1) 作業に関する法令等を遵守し、誠実、迅速かつ効果的に行うこと。
- (2) 作業箇所に応じ、適正な機械器具、材料等を使用し、建物等を損傷しないこと。
- (3) 作業実施のために必要な人員を確保し、作業の疎漏、遅滞等がないようにするとともに、臨機の作業に対応できる体制を整えておくこと。
- (4) 乙は、作業従事者の中から業務責任者を選任する。業務責任者は、作業従事者を統括し、甲との連絡調整を行うものとする。
- (5) 高所、通路上の作業において、執務に支障を与えないようにするとともに、職員、来庁者及び作業従事者の安全を確保するための措置を講じること。
- (6) 作業従事者に対し、次に掲げる事項を徹底させるとともに、作業要領等を十分会得させるための教育、訓練を実施し、作業中の事故及び建物、器物等の損傷の防止に努めること。
 - ア 作業中は一定の衣服（清潔なもの）、名札等を着用し、作業従事者であることを明らかにするとともに、職員、来庁者等に不快感を与える作業、言動に注意すること。
 - イ 作業は、静粛かつ丁寧に行い、建物、器物等を損傷しないようにすること。
 - ウ 塵、埃、水等を飛散させないこと。
 - エ 火気については特に留意し、引火性の材料はなるべく使用しないこと。
 - オ 建物、器物等を破損した場合は、直ちに報告し、その指示を受けること。
 - カ 建物、器物等の破損又は不良な箇所を発見したときは、直ちに報告すること。
 - キ 使用資材の整理整頓、衛生に心がけること。
 - ク 後片付けを確実にし、作業により発生した廃棄物は所定の方法により処分すること。
- (7) 鳥取県環境管理システムの環境方針に沿って、環境負荷の低減に努めるとともに、省資源、省エネルギーに配慮すること。

3 作業範囲

作業の対象建物及び対象区域は、別添図面のとおりとする。ただし、管理上の都合により、その一部を変更する場合がある。

4 作業の内容

作業の種類及び方法は、別表のとおりとし、具体的な基準は、別添「日野振興センター清掃作業基準表」のとおりとする。

ただし、著しい汚れが発生した場合には、基準に定める回数にかかわらず清掃を実施するものとする。

5 作業日時等

(1) 日常清掃

鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する休日（以下「休日等」

という。)を除き、毎日実施する。

なお、事務室等専用部分の清掃は、原則として、午前7時30分から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後6時45分までの間に実施する。

また、可燃ゴミ収集作業は、午後4時以降に実施し、計量・記録を行うこと。

(2) 定期清掃

原則として、休日等を実施する。

(3) その他の清掃等

作業内容により、適切な時期に実施する。

6 清掃作業実施計画表及び清掃作業日報

(1) 乙は、毎月の定期清掃について、清掃作業実施計画表(別紙1)を前月末までに甲に提出する。

(2) 乙は、毎日の作業の実施状況を清掃作業日報(別紙2)に記載し、翌日(翌日が休日等の場合はその翌日又は翌々日等の勤務日)までに甲に提出する。

(3) 乙は、可燃ゴミについて、毎月の収集実績を翌月5日までに報告する。

7 使用材料

(1) 作業に使用する材料は、すべて品質の良好なものとし、乙はあらかじめ使用材料承認願(別紙3)により、甲の承認を受ける。

なお、トイレットペーパーは、別紙3の備考欄に記載された規格に合うものを使用することとし、それ以外のものを使用する場合は、あらかじめ協議する。

(2) トイレットペーパー及び石鹼液については、毎月の使用数量を翌月5日までに報告する。

8 必要経費の負担等

(1) 業務実施に必要な次のものは乙の負担とする。

ア 業務に必要な機械器具類及び消耗品類

イ 従業員の制服

ウ その他業務に附帯するもの

(2) 乙は次の設備等を無料で使用できる。

ア 清掃事務室及びこれに設置した所設備

イ 駐車場(指定された位置に限る)

ウ 業務の実施に必要な電気、水道、電話設備等

9 損害

委託業務の遂行に伴って発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)に係る経費については、乙の負担とする。

ただし、その損害が適正な業務の遂行によって生じた場合、又は乙の責めに帰すべき事由によるときはこの限りではない。

10 業務の履行状況

甲は、乙の業務履行状況が仕様書等に適合しないと認めるときは、作業の手直し又は業務の改善を指示するものとし、その指示に従わないときは契約を解除するものとする。

11 その他

この仕様書に示されていない事項であっても、建物の管理又は美観保持上必要と認められる軽微な作業は、現場の状況に応じ、契約金額の範囲内で実施するものとする。

別 表

1 日常清掃（日単位等の短い周期で日常的に行うもの）

作業の種類	作業の方法	
床掃き掃除・除塵・部分汚れ落とし	角タイル、モザイクタイル、ビニールシート、杉板等	<ol style="list-style-type: none"> 1 自在箒、ダストモップ等で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。 2 汚れが目立つ部分は、モップで水拭きをする。トイレ、湯沸室にあつては、床全面をモップで水拭きをする。 3 扉部分の溝等は、必要に応じて、真空掃除機で吸塵する。
	角カーペット	<ol style="list-style-type: none"> 1 真空掃除機で丁寧に吸塵する。 2 シミなどの部分汚れ除去する。
	畳	専用の真空掃除機で丁寧に吸塵する。
フロアマット除塵	真空掃除機で丁寧に吸塵する。	
吸殻処理	灰皿の内容物を処理し、容器の水拭きをする。	
ゴミ収集	<ol style="list-style-type: none"> 1 収集したゴミ等は、定められた方法で分別して所定の場所に集積する。 2 毎日の可燃ゴミの量を計量・記録し、毎月分をまとめて翌月 5 日までに報告する。 3 ゴミ集積場所の整理、衛生に心がける。 	
什器、備品の除塵	展示ケース、テーブル、椅子、電話代等の埃、手垢等の汚れを拭き取る。	
扉、壁の部分拭き	汚れた部分を水又は適正洗剤を用いて拭く。	
手すり拭き	タオル等で埃、手垢等を拭き取る。	
衛生陶器洗淨	適正洗剤を含ませたスポンジ等で洗淨し、雑巾等で拭きあげる。使用するスポンジ、雑巾等は便器専用とする。	
洗面台洗淨	<ol style="list-style-type: none"> 1 陶器、金具類を洗淨し、雑巾等で拭きあげる。 2 鏡は、乾拭き又は水拭きをする。 	
手すり、ペーパーホルダー磨き	雑巾等で磨き、清潔に保つ。	
衛生消耗品の補充	トイレットペーパー、手洗石鹼液等を補充する。	
汚物処理	汚物入れの内容物を処理し、容器を洗淨する。	
茶殻処理	茶殻類を収集し、容器を洗淨する。収集した茶殻は、本庁舎正面駐車場に設置してある生ゴミコンポストへ投入する。	
流し台洗淨	シンクを洗淨し、流し台周辺の水滴を拭き取る。	
屋外拾い掃き	巡回して、粗ゴミ、落ち葉等を拾う。（又は箒で掃く。）	

2 定期清掃（月単位、年単位の長い周期で定期的に行うもの）

作業の種類	作業の方法	
表面洗浄・ワックス仕上	角タイル、モザイクタイル、ビニールシート部分（ただし、角タイル、モザイクタイル部分は、6のワックス掛けをしない。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 容易に移動できる備品等は移動する。 2 自在箒、ダストモップ等で丁寧に掃く。 3 表面洗浄用洗剤を塗布し、洗浄用パッドを装着した床磨き機で、表面の汚れを洗浄する。 4 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 5 モップで水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。 6 床維持剤（樹脂ワックス）を塗り残しや塗りむらのないよう格子塗りし、十分に乾燥させる。 7 移動した備品等を元の位置に戻す。
	木製床部分	<ol style="list-style-type: none"> 1 容易に移動できる備品等は移動する。（移動する時は、床面に傷が付かないよう十分注意すること。） 2 真空掃除機で丁寧に吸塵する。 3 汚れがひどい部分は、水拭き等により汚れを除去し、モップ等により空拭きをした後、十分に乾燥させる。 4 床維持剤（ワックス（木製床対応））を塗り残しや塗りむらのないよう格子塗りし、十分に乾燥させる。 5 移動した備品等を元の位置に戻す。
フロアマット洗浄	洗浄して塵埃、砂等を除去し、乾燥後、元の位置に備え付ける。	
照明器具拭き	中性洗剤を用いて水拭きをする。	
高所ちり払い	天井、壁面等の塵、蜘蛛の巣等を取り除く。備品等を汚さないように注意する。	
扉、窓ガラスの両面洗浄、サッシ洗浄	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガラス面に中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して窓用スクイジーで汚水を除去する。 2 ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 3 ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。 4 外部サッシの表面及び溝は、ブラシ又は真空掃除機等で除塵し、水拭き、乾拭きをする。 	
屋上及びバルコニー清掃	土砂及び苔等による排水ドレンの目詰まり等を取り除く。	